公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和３年10月７日

支出負担行為担当官

東京航空局長　藤田　礼子

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空建第133号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　業務名　成田国際空港新管制塔新築設計技術協力業務　成田国際空港新管制塔新築工事

⑶　工事場所　千葉県成田市古込字込前133

⑷　業務内容　本工事は、成田国際空港新管制塔の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事に係る設計技術協力業務及び工事を行うものである。

１）建設工事（以下、「工事」という。）

ⓐ　工事内容　下記施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事を行う。管制塔（新築）※外構含む。延床面積：約6,000㎡　構造：別途設計（基本設計）業務で決定

ⓑ　予定工期　令和６年10月頃から令和９年９月頃までを予定している。

２）設計技術協力業務（以下、「技術協力業務という。）

ⓐ　業務内容　別途契約される成田国際空港新管制塔新築設計業務に対し、以下の技術協力業務を行う。

①　設計の確認（施工性の観点から設計の内容の確認）

②　施工計画の作成

③　技術情報等の提供

④　全体工事費の算出

⑤　関係機関との協議資料作成支援（施工の観点からの助言）

⑥　技術提案（コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応等）

⑦　設計調整協議（発注者及び設計者と設計に関する調整協議）

⑧　報告書の作成

ⓑ　履行期間　契約締結の翌日から令和６年３月15日まで。

ⓒ　本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

⑸　本工事は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施する。交渉が成立した場合は、別途発注する工事の随意契約相手方として特定する。なお、別途発注する工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

⑹　本工事は、参加表明を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　参考額　技術協力業務の規模は、技術提案書の提出者として選定した者に対し通知する。

工事の規模は73億円程度（税込）を想定している。

⑻　本工事は、競争参加資格があると認められた者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者を選抜し、技術提案書の提出要請を行う段階選抜方式の工事である。

⑼　本工事は、資料等の提出を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。

⑽　本工事は、施工にあたり効率的で確実な事業執行を図るため、別途予定している工事監理業務において施工の状況を随時管理する工事である。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年10月７日付東京航空局長）に示すところにより、東京航空局長から「成田国際空港新管制塔新築工事」に係る特定ＪＶ、あるいは経常ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東京航空局における令和３・４年度国土交通省一般（指名）競争参加資格のうち「建築工事業」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、技術提案書の提出日までに単体有資格業者、特定ＪＶ又は経常ＪＶのうちの１社は、東京航空局における令和３・４年度国土交通省一般（指名）競争参加資格のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和２年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し⑶の再認定を受けている者を除く。

⑸　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体においては、東京航空局における令和３・４年度国土交通省一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,200点以上であること。

また、特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員においては、東京航空局における令和３・４年度国土交通省一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,000点以上であること。なお、経常ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

⑹　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの日までの間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号。）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑺　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑻　参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については説明書を参照。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。